

就労選択支援の事業所指定について

1 就労選択支援事業所の要件等について

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（令和7年10月1日施行）

実施主体 (第173条の6)	就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者※ ※ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関
管理者 (第173条の4)	就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる
就労選択支援員 (第173条の3)	・常勤換算15：1以上 ・専ら就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
設備 (第173条の5)	・訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ・相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ・洗面所 利用者の特性に応じたものであること ・便所 利用者の特性に応じたものであること ・多目的室その他運営に必要な設備

(2) 就労選択支援員の要件

就労選択支援員養成研修※を修了していること（令和9年度までの経過措置として下記の研修を修了した者を就労選択支援員とみなす）

- ・障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修

※ 就労選択支援員養成研修の受講要件

- ・ 基礎的研修を修了していること。
- ・ 障がい者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること。

2 就労選択支援の事業所に求められること

働きたい意欲のある障がい者の今後の就労や働き方に密接に関わる支援であって、就労アセスメントや関係機関との連絡調整が必要であることから、専門的・中立的な役割が求められる。

⇒サービスの性質上、就労選択支援は障がい者本人の職業生活及び人生に大きな影響を与えるものであるため、指定の申請様式を満たしているということだけではなく、明確な理念を持って、しっかりとした支援体制を確保することができる事業者にサービス提供を担っていただきたい。

3 今後のスケジュール（予定）などについて

(1) 10月1日指定に向けたスケジュール（予定）

	6月	7月	8月	9月	10月
申請の手引き等公開					
指定申請受付※					
審査					
指定通知					
サービス利用開始					

※指定申請受付について、10月1日付の指定とする場合は8月末までに申請が必要。

11月1日付以降の指定については随時申請を受付、審査、指定を実施。

(2) 具体的な手続き方法について

国からの実施通知（令和7年3月31日付け障障発 0331 第3号）では、事業所の指定に当たって、申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるか確認することが望ましいとされており、札幌市の地域特性等を勘案し、現在、サービスの質の確保をどのように行うべきか検討しているため、事業所指定の手続きや基準は6月にお知らせする予定。